

「ハラスメント相談窓口」要項

令和5年8月1日

1. 概 要

「女性議員の育成、登用に関する基本計画」に基づき、党改革実行本部に設置。政治活動及び選挙活動におけるハラスメントに関する相談を受け、対応する。

2. 相 談 対 象 者

衆議院選挙区支部長、衆議院比例区支部長、参議院選挙区支部長、参議院比例区支部長、党籍を有する各級地方議員、党公認・推薦候補者等。

3. 対 応

申告・相談に基づき、党本部等で事実関係の確認
自由民主法曹団への連絡・相談等

4. 連 絡 先

自由民主党本部 党改革実行本部 ハラスメント相談窓口
住 所：東京都千代田区永田町 1-11-23
電 話：03-3581-6211（代表）
メール：harasu-soudan@mail.jimin.jp